○農林水産省告示第三十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録外国生産業者の住所の変更

登録番号　外第107911号

変更前　ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市パウリスタ通り1754

変更後　ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市アウトーラ・ルーチ・カルドゾ通り8501

○農林水産省告示第三十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70509号	化成肥料	多木有機入り複合肥料888	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第91546号	化成肥料	くみあいPKエースジュニア	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第九号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定により、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道として、令和七年十二月二十三日付けをもって次のとおり指定したので、同条第七項の規定により告示する。

令和八年一月九日　国土交通大臣　金子　恭之

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準第二条（踏切道改良促進法施行規則）	
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名		
1	喜代治	岩手県紫波郡紫波町	東日本旅客鉄道㈱	東北線	紫波町	町道	中桜田頭３号線	第12号	—
2	学校前	宮城県名取市	東日本旅客鉄道㈱	東北線	名取市	市道	館腰小学校前線	第12号	—
3	十文字西	山形県山形市	東日本旅客鉄道㈱	仙山線	山形市	市道	風間十文字線	第９号	—
4	宗道	茨城県下妻市	関東鉄道㈱	常総線	下妻市	市道	7256	第６号	—
5	原宿	茨城県常総市	関東鉄道㈱	常総線	常総市	市道	東223	第６号	—
6	抽ヶ台	茨城県常陸大宮市	東日本旅客鉄道㈱	水郡線	常陸大宮市	市道	２－５号線	第12号	—
7	日光線第248号	栃木県栃木市	東武鉄道㈱	日光線	栃木市	市道	1047号線	第４号	—
8	上毛線第60号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道㈱	上毛線	前橋市	市道	21―5194号線	第６号	—
9	汚水処理場	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ｉ287号線	第６号	—
10	宝性寺	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ｉ502号線	第６号	—
11	武井	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	吉井―4127号線	第６号	—
12	吉井東構内	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	吉井―5284号線	第６号	—
13	広沢道	群馬県みどり市	東日本旅客鉄道㈱	両毛線	みどり市	市道	１級３号線	第12号	—
14	野田線第５号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道㈱	野田線	さいたま市	市道	10348号線	第12号	—
15	飯能第２号	埼玉県飯能市	西武鉄道㈱	池袋線	飯能市	市道	１－１－１号線	第10号	—
16	野田線第148号	千葉県野田市	東武鉄道㈱	野田線	野田市	市道	22348号線	第９号	—
17	柳町	千葉県袖ケ浦市	東日本旅客鉄道㈱	内房線	袖ケ浦市	市道	奈良輪高須新田線	第５号	—